

特別抗告理由書

抗告人(原告) mrkono ()

相手方(被告) 国 代表者法務大臣 堀山邦夫

上記当事者間の東京高等裁判所平成 20 年(ラ)第 393 号裁判官忌避申立却下決定に対する抗告事件〔一審・東京地方裁判所平成 20 年(モ)第 407 号〕の棄却決定に対して、抗告人は下記の通り特別抗告理由を陳述する。

平成 20 年 4 月 11 日



上記抗告人 mrkono

最高裁判所御中

記

第一. 前提

以下においては抗告人を「私」、相手方を「国」と略称する。不服は多岐に涉るも、断じて承服しかねる点を以下の通り特別抗告理由として陳述する。

なお憲法違反とは、「憲法規範に照合して否定的価値判断がなされるもの」で、同時に単なる法令違反を伴うのを常とするものと解する。すなわち法規範は、憲法を頂点とする法段階を形成するものであり、下位法令の正当性の根拠は常に憲法規範の中に存在するからなのである。そして憲法第 31 条と第 32 条は、直接には刑事手続に関する規定ではあるが、性質の許すかぎり民事手続についても準用されるものと一般に解されている。

第二. 抗告理由

1. 私は忌避申立書の第 1.訴訟指揮権濫用 2.において次の通り陳述し、また即時抗告理由書では第一.の 8.の通り陳述している。

※忌避申立書より引用

1. また原告は平成 19 年 10 月 25 日に転居したので、原告準備書面(2)を提出した平成 19 年 10 月 24 日に「送達場所の変更届」の手続を行った。しかし、生野考司は書記官をして旧送達場所に被告国の準備書面(2)を特別送達させ、転居先不明で裁判所に戻させた。

この点は、「被告国の準備書面(2)の却下を免れさせる目的」であったという他ない。

※即時抗告理由書より引用

8. 本件では生野考司が、恣意に書記官山田政晃をして私に「住所変更届」を強要させ、私が送達を受領するのに不利益な「住所」に送達させたと思料される。この点について、何故に私の届け出た「送達場所」へ送達されなかつたのか、理由と法的根拠が示されなければ、「住所という個人情報を詐取された」と解する他なくなる。

2. 原決定は、要するに「一審の通り」という趣旨で、実質的には何も裁判を行っていない。したがって、平成 20 年(モ)第 407 号の決定に対する批判がそのまま妥当する。

民事訴訟法第 104 条 2 項は、送達場所の届出があった場合には「届出のあった場所に送達する」と裁判官の裁量送達を排除している(法定手続)。

平成 20 年(ラ)第 393 号の決定書を東京地方裁判所
民事第 39 部が抗告人に特別送達した業務用茶封筒

